

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 地域福祉課長 半場 祐子 電話番号 0852-22-5349

事務事業の名称	社会福祉法人指導事業		
目的	(1) 対象	社会福祉法人及び社会福祉施設等	
	(2) 意図	適正な運営を確保する	
事業概要	社会福祉法人の設立及び定款変更や基本財産処分等に関する認可を行うとともに、法人・社会福祉施設等の適正な運営を確保するため、社会福祉法人等に対して指導監査を実施する。		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 指導監査における文書非指摘率	目標値		50.0	50.0	50.0	50.0	%
		取組目標値						
	式・定義 指導監査実施数に占める文書指摘がなかったものの割合	実績値	48.6					
		達成率	-	-	-	-	-	%
2	指標名	目標値						
		取組目標値						
	式・定義	実績値						
		達成率	-	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	2,801	4,257
うち一般財源(千円)	2,559	2,838

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む)
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

平成27年度においては、社会福祉法人・施設に対して次のとおり指導監査を実施した。

【法人】・実施数 : 34か所	【法人・施設の合計】・実施数 : 284か所(実地: 191か所、書面: 93か所)
・文書指摘数: 31か所	・文書指摘数: 146か所
・文書指摘率: 91.1% 【前年度: 85.7%】	・文書指摘率: 51.4% 【前年度: 43.2%】
【施設】・実施数 : 250か所(実地: 157か所、書面: 93か所)	
・文書指摘数: 115か所	
・文書指摘率: 46.0% 【前年度: 39.7%】	

6. 成果があったこと(改善されたこと)

○重大な問題を有すると認められる場合に行う「特別監査」を実施した事例はなかった。  
 ○県・市で所轄庁連絡協議会、意見交換会・検討会を開催し、指導監査への共通認識を図るとともに、監査調書及び改善事項への指摘基準の共通版を作成した。

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

- ①困っている「状況」
- 法人・施設では、重大な問題にまでは至らないものの、管理・運営面や会計処理面で改善を要する事例が依然として多く見受けられる。
  - 所轄庁移行による市への集中支援の終了に伴い、県全体として指導監査に関する水準の確保が難しくなる恐れがある。
- ②困っている状況が発生している「原因」
- 法人・施設での、関係法令や通知、定款及び諸規程への理解と遵守への意識が不十分と思われる。
  - 所管法人数の差違等により、県・各市間の指導監査体制にバラツキがある。
- ③原因を解消するための「課題」
- 島根県社会福祉協議会が行っている経営指導事業との連携により、法人運営に対する効果的な指導が必要である。
  - 県・市で指導内容の統一した水準を確保する必要がある。

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

○島根県社会福祉協議会が実施している法人向けの研修や経営指導と県が行う指導監査の連携により、法人運営・会計処理に対する効果的な指導・支援を進める。  
 ○県・市共同で設置・運営している所轄庁連絡協議会を効果的に運用し、県・市間の情報共有と連携、研修機会の確保により、県全体の指導監査の均質化を図っていく。あわせて、各市の支援担当を決め、適切な助言、支援を行う体制を確保する。  
 ○社会福祉法の改正により、行政の関与のあり方と県の役割が見直されたので、市への必要な助言や情報提供などの支援に努める。

9. 追加評価(任意記載)